

京都市告示第578号

地方自治法第243条の2第1項及び京都市会計規則第43条第1項の規定に基づき、
株式会社ザイマックス関西を公金収納受託者として、次のとおり公金の収納（又は徴収）
事務を委託しました。

令和8年1月5日

京都市長 松井孝治

1 京都市公金収納受託者の名称及び所在地

株式会社ザイマックス関西 大阪府大阪市北区堂島一丁目1番5号

2 京都市公金収納受託者に収納（又は徴収）事務を委託した歳入の種類

京都市役所庁舎内店舗区画の賃貸料

3 京都市公金収納受託者として指定した日

令和7年12月19日

4 京都市公金収納受託者へ収納（又は徴収）事務を委託した日

令和8年1月5日

（行財政局総務部庁舎管理課）